

令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、令和2年7月豪雨（以下「本災害」という。）によって経営が悪化した林業者の資金調達の円滑化を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）が、令和2年7月豪雨被害対策林業資金に係る保証を引き受ける場合に、林業者の負担軽減を図るため林業者が負担する保証料の一部を助成する市町村に対して、予算の範囲内において補助するものとする。また、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 市町村が、次に掲げる条件により、保証料の助成を行う場合において、知事は、当該市町村に対してその助成に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 保証料助成対象資金は、令和2年7月豪雨被害対策林業資金融通措置要項第2に定める令和2年7月豪雨被害対策緊急支援資金（以下「緊急支援資金」という。）とする。
- (2) 対象となる林業者は、以下の要件を満たす者とする。
本災害により前期に比し林業収入が10パーセント以上減少することが見込まれること。
- (3) 保証料助成の対象保証料率（以下、保証料助成率という。）等は、別表に定めるものとする。
- (4) 保証料助成の期間は、貸付期間とする。ただし、当初計画における貸付期間を原則とし、延滞等を理由に延長となった期間は含まない。
- (5) 保証料助成金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た額）に別表に定める助成対象保証料率を乗じて得た額とする。

(保証料助成の承認)

第3条 保証料助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、融資機関から融資決定及び基金の債務保証を受けたのち、次のア及びイに掲げる書類を、市町村に提出するものとする。

ア 保証料助成承認申請書（別記第1号様式）

イ 令和2年7月豪雨被害対策資金融通措置要項別記第3号様式の1「林業収入減少等調書」の写し。

- 2 市町村長は、前項の規定により提出された書類を受領し、適当と認めるときは保証料助成費補助対象事業承認申請書（別記第2号様式）に当該書類の写しを添えて、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により提出された書類を受領し、適当と認めるときは保証料助成費補助対象事業承認通知書（別記第3号様式）を市町村長に交付するものとする。
- 4 市町村長は、項の通知を受けたときは、交付希望者に保証料助成承認通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 交付希望者は、保証料助成金交付申請書(別記第5号様式)に、保証契約に係る貸付実行後、基金から交付される保証料計算書を添えて、翌年1月31日までに市町村に提出するものとする。

(助成費補助金の申請と交付決定)

第5条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度2月20日までに、規則第3条第1項に基づく保証料助成費補助金交付申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 保証料助成額計算書(別記第7号様式)
- (2) 保証料助成費補助金額計算書(別記第8号様式)
- (3) 収支決算書(別記第9号様式)

2 知事は、前項に規定する書類を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、市町村長に対し規則第6条に基づく保証料助成費補助金交付決定通知書(別記第10号様式)を交付するものとする。

(助成費補助金の交付請求及び交付)

第6条 市町村長は、補助金の請求をしようとするときは、規則第16条第1項に基づく保証料助成費補助金交付請求書(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、提出された保証料助成費補助金交付請求書を受理し、適当と認めるときは、市町村長に補助金を交付するものとする。

(助成費補助金の額の確定)

第7条 第5条第2項の保証料助成費補助金交付決定通知をもって、規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知があったものとみなす。

(証拠書類の保管)

第8条 規則第23条に規定する別に定める期間は、助成完了後5年間とする。

(調査及び報告等)

第9条 知事は、保証料助成費の交付に関し、必要があると認められた場合は、助成費の交付を受けた者及び市町村の関係書類を調査し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は令和2年8月18日に施行し、令和2年7月21日から適用する。

令和2年7月豪雨被害対策林業資金の保証料助成の対象保証料率等

別表

資金種類	保証料助成前 保証料率 (A)	助成対象保証料率 (B)	市町村保証料助成率		保証料助成後 保証料率
			うち県補助率		
緊急支援資金	農林漁業信用基金の定める保証料率	(A)欄の利率と同じ率	(B)欄の率と同じ率	(B)欄の率の1/2以内	0.0%